

山形労発基0829第4号  
令和元年8月29日

関係団体各位

山形労働局長

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づく定期健康診断等については、統計調査の結果等をみると、小規模事業場においては実施率がいまだ低調であります。また、平成30年、山形県内の定期健康診断結果の有所見率は63.4%と全国平均よりも約8ポイントも高く、過去最高の数値となり、県別では全国で4番目に高い有所見率となっております。検査項目別有所見率でも脳出血、心筋梗塞等の脳・心臓疾患の発症につながる血中脂質検査が37.7%と最も高く、健康診断実施後、その結果に基づき、必要な措置を講じることが重要となります。しかしながら、健康診断の結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施率が非常に低調であり、法に基づく健康診断及び事後措置等の実施を改めて徹底するため、平成25年度より全国労働衛生週間準備期間である9月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

本年度の全国労働衛生週間の実施については、令和元年7月17日付け山形労発基0717第3号「令和元年度（第70回）全国労働衛生週間に関する協力依頼について」によりお知らせしたところですが、特に本年度の強化月間の取組として、下記事項について適切に行われるよう、傘下会員事業場に対する周知啓発について、特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 健康診断及び事後措置等の実施
- 2 健康診断結果の記録の保存
- 3 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導
- 4 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- 5 小規模事業場における地域産業保健センターの活用
- 6 平成 29 年 8 月 4 日付け基発 0804 第 4 号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」による措置
- 7 平成 30 年 2 月 5 日付け基発 0205 第 2 号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」等の周知